

# 高教組通信 No.17

2011年11月14日  
兵庫高教組書記局

URL <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 県下84校から回答 10月末現在内定状況 内定率71.7%

高教組が県下の公立高校・障害児学校(神戸市立を除く)にアンケート調査をしたところ、84校から回答がありました。内定率はほぼ昨年並みになっていますが、今年は定時制・通信制からの回答が少なかったことを考慮すると、昨年を上回っているとは言えません。

調査84校においては、内定取消はなし、求人取消は8件となっています。また、ルール違反の報告が31件あり、昨年の25件(調査100校)を上回っています。内容として求人票に書かれていない面接試験があったと報告されています。また、「企業が事前に職場見学と称して生徒を選別して求人を出すといった事例が増えている」との報告もありました。

校種	普通科		職業科		定通制		総合学科		特別支援		総計	
	男/女	計	男/女	計	男/女	計	男/女	計	男/女	計	男/女	計
希望者数	241 271	512	1122 584	1706	42 29	71	106 107	213	55 28	83	1567 1019	2586
内定者数	153 160	313	947 390	1337	15 12	27	73 86	159	12 6	18	1200 654	1854
内定率	63.5% 59.0%	61.1%	84.4% 66.8%	78.4%	35.7% 41.4%	38.0%	68.9% 80.4%	74.6%	21.8% 21.4%	21.7%	76.6% 64.2%	71.7%
昨年同期	57.9% 64.1%	60.8%	88.6% 72.2%	83.4%	32.6% 23.6%	28.6%	66.4% 78.8%	73.1%	17.5% 29.6%	21.4%	74.6% 66.4%	71.4%

## 東日本大震災の影響は?

84校中14校が何らかの影響があったと回答しています。

「関東からの異動希望者を受け入れるために採用がなくなった企業がある」、「全般的に求人数が少なくなった」、「被災地の高校生の優先枠を数人分設けている企業があった」、「求人が昨年比△13%となった要因と考えられる」、「震災に伴う操業縮小があった」、「関東に就職していた九州・四国の生徒が関西に来て、大手の倍率が上がった」など、大震災の影響で求人が少なくなったという回答がほとんどですが、中には「受注が関東から関西に移って求人が増えた企業がある」との回答もありました。被災地では、厳しい中なんとか求人を出そうと頑張っている中小企業がある一方、余力があるにもかかわらず期限付従業員の雇止めをする大企業もあり、雇用を安定させる政策が求められます。

## 今年もきびしい女子の就職 未受験の生徒も

学校現場からの声で目立つのは、女子の受験先が見つからないという声です。アンケートに記述のあった回答のうち47%が「女子の求人が厳しい」などと書かれています。事務職はほとんどなく、販売職も少なく、製造業でも女子向きは少ないとの声が多くあります。

「女子の応募できる求人が年々減少してきており、希望しながら応募すらできない生徒が出てきている」、「女子に適する求人が少なく、不調者が出た。今後も受験機会が増えるも込みがなく、卒業時未決定者ができるかもしれない。結果として不安定雇用に追い込まれてしまいそう」と心配する声もあります。

販売職でも製造業でも、従来は正社員が当たり前であった従業員が派遣労働者やパート、アルバイトなどの非正規雇用置き換わっていることが要因と考えられます。

## さらに厳しい定時制・通信制 就職も進学も希望できない!?

定時制・通信制の内定率がたいへん厳しい状況にあります。仕事をしながら定通で学ぶ高校生の多くは、パート、アルバイトなど非正規労働者です。高校卒業後は正社員として働きたいと考えていても、雇用情勢の厳しさから始めから就職をあきらめている生徒が増えています。また、経済状況の厳しさから進学も希望できず、その結果定通校では12.4%の生徒が「就職・進学以外」を希望しており、他の学校の1.3%を大きく上回っています。今後求人状況が改善されなければ、最終的に就職も進学も叶わず、現在と同じ非正規労働を続けることになってしまう生徒が多数生まれることとなります。

女子生徒とともに定通の生徒に対する特別な手立てが必要です。

## 抜本的な解決のために

高校生・若者の雇用問題を解決するには、働き方の問題を抜本的に改めることが必要です。日本では労使の協定があれば、週48時間を超えて残業させることができます。その結果、フランスやドイツに比べて年間460時間以上も労働時間が長くなっています。これを改めることで、雇用は増えます。また、正規・非正規の均等待遇により、非正規労働者のダブルワーク・トリプルワークが改善され、ここでも新たな雇用が生まれ出されます。高教組は、労働者・国民と連帯して「労働者派遣法の抜本改正」、「最低賃金の大幅引き上げ」、「長時間過密労働の規制」などを求める運動に引き続きとりくみます。

### EU共通の働き方ルール

- 〈労働時間指令〉 残業、変形労働時間を含めて週48時間を越える労働を禁止
- 〈パートタイム労働指令〉 パートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇を定める
- 〈有期労働指令〉 雇用期間の定めのある労働は合理的理由がある場合に限る
- 〈派遣労働指令〉 派遣労働者と正規社員の均等待遇を定める